市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例承認取消届出書

令和　　年　　月　　日

大竹市長　様

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠くこととなったので、地方税法施行令第48条の９の11及び大竹市税条例第46条の４の規定により届け出ます。

申請者	指定番号												
	住所又は所在地												
	氏名又は名称												
	法人番号												
連絡先	担当者氏名												
	電話番号												
取消事由		給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため。											
備考													

【注意事項】

１．この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間以後の期間については、その承認の効力は失われます。
※納期の特例の要件を満たしたことにより、再びこの特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。

２．この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額を提出日の翌月10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

［例］この届出書を提出した日が３月の場合の納期限
◎12月から２月分　　４月10日まで
◎３月分　　４月10日まで
◎４月から５月分　　翌月10日まで

※納期限が土曜日、日曜日または祝日の場合、その翌日が納期限となります。

【提出先・お問い合わせ】
〒739-0692
大竹市小方一丁目11番１号
大竹市市民生活部市民税務課市民税係
電　話：0827-59-2128
ＦＡＸ：0827-57-7162
メール：shiminzeimu@city.otake.hiroshima.jp